

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 7 日現在

機関番号：10101

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2015

課題番号：25590022

研究課題名(和文)先住民族(とくにアイヌ民族)の所有・財産侵害と補償問題・多文化主義

研究課題名(英文) Past Injustice with regard to Ainu and Other Indigenous Peoples' Property Rights and Reparations in the Multicultural Age

研究代表者

吉田 邦彦 (Yoshida, Kunihiko)

北海道大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：00143347

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：アイヌ民族その他世界各地の先住民族の歴史的悲劇は、所有権侵害・土地征服や諸種の過去の不正義(不法行為)という民法問題が中心を占めていて、補償問題が世界の趨勢であるのに、わが国では、その方面の研究が手薄である。現に進行中のアイヌ政策も、意識的に「補償アプローチ」を回避していて、様々な問題を伏在させている。

ここでは、先住民族問題はもとより、ホロコースト、アパルトヘイト(人種差別政策)、奴隷制問題、強制連行や慰安婦問題等各種の補償問題の議論とも歩調を合わせつつ、国連の先住民族権利宣言とも整合的に、比較法的考察を交えて、わが国の状況の特殊性を意識化させて、批判的な代案を探らうとする。

研究成果の概要(英文)：Past injustice such as conquest of lands, slave labor, and some other basic human right infringements, is the core issue of histories of the Ainu people and all the indigenous peoples across the world. Thus, the civil law approach, i.e., the reparations approach (tort law approach in its broader sense) is indispensable. However, the present Ainu policy by the Japanese government still avoids reparations on purpose and the situation is far behind the goal of historical reconciliation. Compared to lots of international discussions on other reparations cases including holocaust, apartheid, slavery, slave labor and comfort women (sex slave) etc., the better alternative solutions for indigenous people, which fit with UN Declaration, have been suggested in this research project.

研究分野：民法、国際人権法、批判人種法学

キーワード：補償 先住民族 アイヌ民族 土地征服 遺骨返還 歴史的不正義 国連宣言 人権蹂躪

### 1. 研究開始当初の背景

アイヌ民族等の先住民族に関する法政策の問題は、従来国際法ないし憲法問題とされてきた向きがあるが、その歴史の中心部分が、その伝統的所有権(先住権)の侵奪・剥奪であることからわかるように、実は所有法(民法)が核心問題であるとの問題意識から、それを集団的・人権蹂躪的不法行為と捉えて、その救済方法としての「補償(reparations)問題」を軸として、分析を進めようとするものである。

そしてこうしたアプローチは、諸外国(例えば、インディアンや奴隷制との関係でアメリカ合衆国・カナダ、アボリジニーとの関係でオーストラリア、またサーミとの関係で北欧など)では一般的で、所有権の根拠づけとしてもロック的な理屈の先住民族的視座からの批判的脱構築は一般的なのに、わが国では十分な展開がなされていないのは、この分野のわが民法学研究の欠落に起因する。

こうした問題意識から、わが国の研究の欠を埋めるもので、代表者吉田は、既に2000年代になった頃からこうした角度からの研究を発表してきている(吉田邦彦・多文化時代と所有・居住福祉・補償問題(有斐閣、2006)7章。また近時の国連の先住民族の権利宣言後の停滞状況に対する問題提起として、同・アイヌ民族の先住補償問題民法学の見地から(さっぽろ自由学校「遊」、2012))。

### 2. 研究の目的

本研究では、第1に、北海道における先住民族であるアイヌ民族を中心として、世界各国の先住民族の民法的保護の状況、とくに土地および各種利益収奪の歴史(例えば、土地剥奪、遺骨盗掘、知的所有権の利益搾取、奴隷労働など)との関連で、その保護(つまり広い意味での補償)の状況を調査して、わが国のこの問題に関する法政策の展開に資することを目的とする。それに関連して第2に、諸外国では通例となっている(この過去の不正義(集団的・人権蹂躪的不法行為)に対する)「補償的アプローチ」と、それを採らない単なる「福祉アプローチ」(わが国の近時のアイヌ政策)との異同を明らかにして、その導入の意義を検討する。そして第3に、多民族が共生する社会における多文化主義・多民族主義の政治統治構造のあり方、その補償との関わりについても検討する。

### 3. 研究の方法

本研究の嚆矢分析は、既に行っているが、吉田は、総合的分析を行うとともに、やはり所有権などの利益分析は、通例の近代史の裏側に埋もれているので、例えば第1に、道内のアイヌ強制移住の例である新冠姉去アイヌ、旭川近文アイヌの例、更に領土問題と関連する樺太アイヌ、千島アイヌの例について詳細に精査し、またアイヌ共有財産問題の再

検討を行う。第2に、補償問題の解決ないし関係修復においては、貧困問題・経済的格差問題、差別問題への直視を抜きにはできない(しかし、近時のアイヌ政策展開では欠落している)との南アフリカでの分析なども参考に、差別・貧困問題の実態調査を行う。第3に、原理的問題として、周縁化された少数民族問題の復権を取り込む多文化主義の社会の政治統治構造の問題を、諸外国の議論を参酌しつつ深める。

本研究は、従来欠落している民法分野からの補償アプローチを具体的に行い、現状の政策批判を行い、アイヌ政策ないし多文化社会の日本社会のあり方に問題提起することそれ自体、従来見なれないことで先端的かつ実践的意義があるが、分担者井上・辻が加わることにより、歴史の実証分析及び多文化主義の理論分析が加わり、学際的厚みが増すこととなり、今後のこの分野の研究の出発点としたい。

### 4. 研究成果

アイヌ民族との数々の会合などを通じて、現場でどのような課題を同民族が抱えているのかの把握に努め、例えば、近時の喫緊の問題である、盗掘されたアイヌ人骨・副葬品の返還問題、教科書検定によるアイヌ記述の歪曲、白老の博物館・象徴空間問題、関東アイヌの糾合、アイヌ民族の関わる環境問題、伝統的知識の篡奪など、草の根的に理解を深め、各問題について、講演・研究報告を行い、その成果を公表した。また、現在進行中のアイヌ政策には、多くの問題があることに鑑み、吉田・井上などが核となり、その批判的検討を行うための、「アイヌ政策検討市民会議」も発足させた。

それと同時に、比較法的な研究を進展させた。例えば、アメリカでは、滞在したフロリダにおけるセミノールインディアンに関する研究を深め、また、ハワイ原住民、アラスカ原住民に関する比較法的考察を行った。

この関連で、吉田は、補償問題の理論研究として、カリブ海諸国を訪問して、奴隷制を巡る国際的補償運動について、聞き取り調査をしたし、アウシュビッツを訪ねてホロコースト研究を深化させた。他方で、井上は、アイヌ問題に顕著に見られる植民地主義問題を隣国に広げて、東学農民戦争について研究を深めて、成果を発表したし、辻は、カナダの先住民族の状況を舞えた多文化主義に関する理論的研究を深化させた。

さらに、本研究の進展のためには、国際的連携も不可欠と考え、時期を同じくして、北大でのグローバル教育の一環として、補償問題に関する世界の第一線の研究者との交流活動を行った。かなりの研究の進捗をみたと言ってよい。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計17件)

吉田邦彦「アイヌ民族補償の現況と課題  
諸外国の先住民補償(とくにアラスカ原  
住民の場合)との比較で」久摺14集(20  
16)掲載確定、査読なし

吉田邦彦「近時のアイヌ民族記述教科書検  
定と所有権問題 先住民への過去の不正  
義補償との関連で」Forum Opinion 31号  
(2015)69~77頁、査読あり

吉田邦彦「北海道強制連行・労働の拠点朱  
鞠内で『遺骨奉還事業』を考える 補償法  
学の原点としての『被害者に寄り添う』とい  
うこと」Forum Opinion 31号(2015)  
52~60頁、査読あり

吉田邦彦「富山を再訪して考える 不二  
越雑感」志法(北大法律相談室雑誌)32号  
(2015)13~18頁、査読なし

吉田邦彦「ホロコースト補償訴訟の遺産  
ナチス略奪芸術返還問題にも焦点を当て  
つつ」(星野追悼)日本民法学の新たな時代  
(有斐閣、2015)835~882頁、査  
読なし

Kunihiko Yoshida, *Why Should Japan  
be Concerned about Jeju Reparations  
and Reconciliation?: From the Peace  
Islands of Hokkaido and Jeju*, 5(2)  
WORLD ENVIRONMENT AND ISLAND  
STUDIES (2015) 81-90、査読あり

辻康夫「イギリスにおける社会統合政策と  
多文化主義」北大法学論集66巻2号(20  
15)391~402頁、査読なし

吉田邦彦「カリブ海諸国の奴隷補償(国際  
補償)問題 ジャマイカ・ハイチを中心と  
して」インド・南アフリカ財産的情報研究  
(関大法学研究所研究叢書51冊)(関西大  
学法学研究所、2014)63~99頁、査  
読なし

吉田邦彦「現今の日中関係と補償法学上の  
課題」季刊中国119号(2014)42~  
51頁、査読あり

アイゼンバーグ(辻康夫訳)『先住民の  
権利』と『文化』北大法学論集65巻1号  
(2014)124~132頁、査読なし

Kunihiko Yoshida, *Property Law Policy  
for the Indigenous Ainu People and the  
Unresolved Issue of Reparations in  
Japan*, in: NAM-KOOK KIM ED.,  
MULTICULTURAL CHALLENGES AND

SUSTAINABLE DEMOCRACY IN EUROPE AND  
EAST ASIA (Palgrave Macmillan, 2014)  
59-81、査読あり

Kunihiko Yoshida, *Reparations and  
Reconciliation in East Asia: The  
Unresolved Challenges in the 21st  
Century*, 14 JOURNAL OF POLITICAL  
CRITICISM(2014) 37-88、査読あり

井上勝生「もう一つの日清戦争 第二次  
東学農民戦争」歴史地理教育818号(20  
14)72~77頁、査読なし

吉田邦彦「中国人強制連行・労働問題の現  
今の諸課題 酒田・唐山訪問を機縁とし  
て」季刊中国113号(2013)54~6  
3頁、査読あり

井上勝生「日本開国史を見なおすために  
江戸湾を中心に」開国史研究13号(20  
13)6~40頁、査読あり

辻康夫「多文化主義の書類系の検討 複  
合的アプローチに向けて」法政理論(新潟大  
学)45巻3号(2013)35~59頁、  
査読なし

辻康夫「多文化主義と宗教的マイノリティ  
ムスリムの統合の問題をめぐって」年報  
政治学2013年1号(2013)168~  
188頁、査読あり

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計3件)

吉田邦彦・東アジア民法学と災害・居住・  
民族補償(前編) 総論、アイヌ民族補償、  
臨床法学教育(信山社、2015)382+  
xii頁

井上勝生ほか・朝鮮近現代史から日本を東  
(在日韓人歴史資料館、2015)145頁

井上勝生・現代日本の植民地支配(岩波書  
店、2013)249頁

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

吉田 邦彦(YOSHIDA, Kunihiko)  
北海道大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号: 00143347

### (2) 研究分担者

井上 勝生(INOUE, Katsuo)  
北海道大学・名誉教授  
研究者番号: 90044726

辻 康夫(TSUJI, Yasuo)

北海道大学・大学院公共政策学連携研究  
部・教授  
研究者番号：20197685